2022年3月16日　参議院総務委員会　会議録抄

地方税・地方交付税法改正案 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　昨日に続き質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

　最初に、臨時財政対策債についてお伺いします。

　現世代の受益を将来世代の負担である赤字公債で補填している財源不足対策として捉えておりますが、これについては、やっぱり将来世代への過大な負担を回避するためにも、景気変動等に対して安定的な地方税財源を確保、拡充が絶対的に必要だと考えています。償還計画の確実な実行と臨財債に頼らない地方財政が望ましいです。

　今回、過去最大の国税収入の見込みとしていますが、今、本当にこれ下振れることがないのかという懸念があります。過去には、下振れて自治体の方にもその負担が、将来的に負担が強いたことがあります。予算なので上振れだとか下振れというのは一定程度あることは承知をしておりますが、先ほども言ったとおり、過去には国の過大見積りによって大きな影響を後年度に地方で受けてきたことがあります。

　ここは引き続き注視していくこととしますが、問題は、この間、臨時財政対策債により補填措置を講ずるいわゆる折半ルールと言われるものです。これは、地方団体からもやめるように再三にわたって要望が来ておりますが、令和四年度末で時限を迎えることとなります。

　大臣には、これ確実にこの令和四年度で終わらせて、延長はしないでほしいと強く要望いたしますが、見解をお伺いします。

○金子恭之　総務大臣　岸委員には昨日に引き続きお答えをさせていただきたいと思います。

　地方の財源不足につきましては国と地方が折半して補填する現行の折半ルールにつきましては、令和四年度までの特例措置となっております。なお、令和四年度においては、地方税の税収などによりまして財源不足を大幅に縮小し、折半対象財源不足は解消しているところでございます。

　令和五年度以降に財源不足が生じた場合の補填方法については、これまでの取扱いを踏まえつつ、自治体が地域に必要な行政サービスを確実に提供しながら安定的な財政運営を行えるよう、令和五年度地方財政対策において適切に検討してまいります。その際には、地方交付税総額確保の観点から、交付税率の見直しなどの議論も行ってまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　大臣に答弁いただいたとおり、これからまだ先の話が、令和五年度の財政の編成に当たってのことになってくると思いますが、これ本当に、二〇〇一年から当初三年だったものを、まあずるずるとって言ったら悪いですけど、延長に延長を重ねてきて今に至っています。必ずこれ終わらせてほしいというのを再度要望いたします。

　次に、ふるさと納税について伺います。

　昨年のこの新年度予算に関わる交付税法等の改正案のときにも、このふるさと納税の問題についてたっぷり時間を取って質問をさせていただいています。今日はそこまではしませんが、幾つか確認をさせていただきます。

　伺いたいのは、泉佐野市のことでございます。ふるさと納税をめぐっての泉佐野市と国は、過去にも例外決定の取消しを求めた訴訟も最高裁まで争っていますが、結果として国が敗訴となっています。このときに掛かった、一審から三審までのトータルの裁判に掛かった費用ですね、弁護士費用等があればそれも含めて幾らだったのかというのと、また、その当時の判決、最高裁という重い結審がいただいたところですが、ここで負けたことを踏まえて国はどのような認識を持っているのか、大臣に伺います。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　御指摘の訴訟につきましては、総務省と法務省において対応したものであり、その処理を弁護士に依頼しておりませんので、弁護士報酬等の特段の費用は発生しておりません。また、職員の人件費など、訴訟対応に要した全体の費用を具体的にお示しすることは困難でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

　ふるさと納税制度につきましては、過度な返礼品競争などを背景に、その存続が危ぶまれる状況となったことから、地方税法が改正されまして、令和元年六月から、基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定するふるさと納税指定制度が導入されました。そうした中で、当時の最高裁判決においては、総務大臣が定めた告示の一部が地方税法の委任の範囲を超え違法、無効と判示されたところでございます。総務省としては、最高裁判決を真摯に受け止め、速やかに必要な対応を行ったところでございます。

　今後もふるさと納税制度の適正な運用に努めてまいりたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　これしっかりと大臣に本当は答弁をいただきたかったんですが。

　すごく私疑問だったんですね。これ、なぜこんなにも明らかに自治体の言っている側の方が正しいことなのに、要は、国に勝ち目のないことをいつまで控訴を続けるのかというふうに疑問に思っていたんですね。その経費とかどれだけ掛かるのかなと思ったら、今お話しいただいたとおり、やっぱり調べたら、国なので指定代理人が対応しているので、一般的に言われる訴訟で掛かるような弁護士費用というのは掛からないのでそういう結果だというふうにお聞きをしました。

　ただ、先ほども答弁、局長の答弁にもありましたが、職員が、じゃ、それの業務に関わった人件費はどれぐらいかというのは分からない状態にあります。これ本当、労力でいうと、相当な労力必要になってきます。大変ですよね、これ総務省としても。しかも、他省庁にも協力をしてもらって対応しているところにあります。その分の余分な業務が掛かってきたんだということを指摘しておきます。

　この訴訟の前にも、国地方の係争処理委員会においても、告示基準を付したことは理由にすべきではないとして、総務大臣に再検討を求める勧告が行われていました。第三者委員会の、しかも総務省の中にある第三者委員会の勧告を無視して、さらにこの訴訟へと移行した経過があったと承知しています。

　そして今回、三月十日、今度は大阪地裁で新たな判決が出されています。この事案は、泉佐野市が多額のふるさと納税を集めたことを理由に総務省が泉佐野市に対する地方交付税を減額した決定の取消しを求めたものに対するもので、判決は国が敗訴となりました。

　私は、当時の泉佐野市のふるさと納税の集め方にも問題はあるとは思いますが、一つの工夫、知恵とも言えます。こういった抜け道のある制度をつくった側の責任ではないかと考えます。それなのに、後出しじゃんけんですね、見せしめのように、国が後から制度を変えて、制度を変更して、権力任せに交付税でペナルティーを付けるということは大きな問題があると指摘をします。

　結果として大阪地裁でも総務省は敗訴となったが、この結果はどう受け止めているんでしょうか。控訴をするという報道を見たんですけど、この無駄な労力を使うべきではないと考えますが、ここは大臣の見解をお願いします。

○金子恭之　総務大臣　先ほどの件は、済みません、裁判の費用になったものですから、事務的なことで局長から答弁をさせていただきました。

　今お話がございました、三月十日、大阪地方裁判所において令和元年度の特別交付税の額の決定に関する訴訟について判決の言渡しがあり、泉佐野市の請求が認められたと承知しております。本判決については、関係省庁と協議した結果、三月の十四日に大阪高等裁判所に控訴いたしました。

　国としては、現在の特別交付税の取扱いは地方交付税法の委任に基づく適法なものと考えておりますが、詳細については、訴訟が係属中のため、お答えることは差し控えさせていただきたいと思います。

**○岸まきこ**　そういう答弁が来るだろうなと思いながらも質問しています。

　これ以上追い求めることはしませんが、やっぱりおかしいんですね。国と地方は対等だと言いながら、こんなふうに後から制度を変えてペナルティーだと、言うことを聞かなかったらペナルティーにするというのはやっぱり許されることではございません。

　また、産経新聞によると、泉佐野市への特別交付税は、減額前の二〇一八年度の十二月分は四億三千万円ぐらいだったのが、二〇一九年度十二月には七百十万円と、大幅な削減となっているという報道もありました。四億円も違いが生じたら、自治体の運営すごく困りますよね、しかも年末にかけてというときに。こういったことは絶対やるべきではありません。

　そもそも、このふるさと納税そのものにも問題があるということがこういった結果を生んでいます。大阪地裁も、地方交付税法の委任の範囲を逸脱し、違法と言っています。今回の総務省の対応は、国と地方の関係は対等であるという根幹に反するものであって、本当にしつこく言っていますが、この間ずっとしつこく言っていますけど、国と地方は対等だということを堅持していただきたいんです。強く要請します。

　このふるさと納税が高所得者ほど有利な制度であることは昨年もたくさん指摘しましたが、指定都市市長会からも、特例控除額が所得割額の二割という定額の上限のみでは寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品との組合せにより結果として高所得者ほど大きな節税効果が生じる課題は依然として残されていると指摘されています。また、自治体内の住民がほかの自治体にふるさと納税することによって減収となった場合には七五％が地方交付税で補填されるというものになっていますが、結局は、実質、交付税額というのは総額で決まっていますので、その分、七五％をどこかに補填したら減るということになってくるんですね。

　これ、やっぱりふるさと納税の問題点は更に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　ふるさと納税制度に関して様々な御指摘があることは私どもも承知をしておりますが、ふるさと納税指定制度の導入以降は、各地方団体は一定のルールの下で制度趣旨に沿った運用に取り組んでいるというふうに考えております。今後とも、各地方団体の御協力と納税者の皆様の御理解をいただきながら、制度の適正な運用に取り組んでいくことが重要と考えているところでございます。

**○岸まきこ**　全く話がかみ合っていないように思います。

　ふるさと納税って何なのかというところなんですね。総務省が掲げる三つの意義よりも、節税効果や返礼品が前面に出過ぎなんですよ。自治体間の税の奪い合いになっているんですよ。本当にこれが税という本質から逸脱しているというのは、しつこいようですが指摘しておきます。またこれ、また次回にでも取り上げていきたいと思います。なので、次に入りたいと思います。

　次は、自治体の職員にとって大事な会計年度任用職員制度についてお伺いをします。

　会計年度任用職員の期末手当について、地方財政計画においては、二〇二〇年度は、施行に伴う支給等に係る経費として、一般行政経費に千六百九十億円、公営企業繰出金に四十八億円を計上、そして二〇二一年度は、平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費として、一般行政経費に六百五十一億円、公営企業繰出金に十三億円を増額されていますが、二〇二二年度の地方財政計画では経費額等はどのように計上、措置されているのか、お伺いします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　委員からもお話がございましたけれども、この会計年度任用職員制度の導入に伴いまして新たに必要となった期末手当、退職手当や給料、報酬水準の適正化に要する経費につきましては、全国の地方公共団体に対して行いました調査の結果を踏まえまして、令和二年度の地方財政計画において一千七百三十八億円を計上したところでございます。また、令和三年度におきましては、期末手当の平年度化による経費の増分として六百六十四億円を増額計上いたしまして、会計年度任用職員制度の円滑に運用できますよう必要な財源を確保したところでございます。

　令和四年度におきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となる経費は生じておらず、一般行政経費の枠の中で制度の運営に必要となる財源を確保しているところでございます。

**○岸まきこ**　改めて確認しますが、会計年度任用職員の給与については、二〇二〇年度の制度創設に伴って、同職員への期末手当の支給を行うに当たっては、期末手当に限定して財政的な措置を講じているのか、あるいはほかの給与等にも措置されているのか、詳細を明らかにしていただきたいです。

　もし今難しいという答弁であるならば、是非今後改善してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　令和二年度の地方財政計画、まずこちらの方から申し上げますが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして新たに必要となった経費は、先ほど申し上げましたが、一千七百三十八億円でございますけれども、このうち期末手当に要する経費は一千三百十一億円でございます。

　また、令和三年度地方財政計画におきまして、期末手当の平年度化による経費の増分六百六十四億円のうち期末手当に要する経費、こちらの方は五百七十四億円でございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　昨年八月三日に令和三年度の普通交付税大綱が閣議報告されています。地方財政計画の交付税の影響は、通常、関連項目の単位費用などの増減に措置されているものと思いますが、令和三年度の地方財政計画における会計年度任用職員の期末手当の平年度化による増額分は、具体的な項目別単位費用にどのように反映されているのか、これ昨年も要望したことですが、見えるようにしていくべきという指摘なんですが、改善されたのか、お伺いします。

○前田一浩　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　普通交付税の算定における会計年度任用職員の期末手当の支給等に要する経費につきましては、特別支援教育支援員など従事する職務を具体的に想定している場合は、個別の算定項目の単位費用の積算に反映しております。その他の会計年度任用職員の方に係る経費につきましては、包括算定経費の単位費用の積算に反映しております。

　昨年度の本委員会での委員からの御指摘も踏まえまして、各算定項目の単位費用の積算に反映される会計年度任用職員を分かりやすくするため、令和三年度の地方交付税制度解説から、各算定項目において会計年度任用職員に該当する職種を新たに明示するということにしたところでございます。

　今後とも、地方団体に必要な情報を可能な限り分かりやすくお示しできますよう努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。改善していただいたということです。

　総務省が行った令和三年度の会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査において、会計年度任用職員に期末手当を支給していない地方自治体が二十団体あると聞いています。また、期末手当を支給する一方で、給料や報酬を抑制している団体がなお存在していると承知しています。

　地方財政計画においてこの会計年度任用職員に関する処遇を措置していることとの関係において、交付税は使途が特定されない一般財源という性格であることは承知していますが、この期末手当を支給していない団体について総務省としてどのように受け止めておられるのか、見解を明らかにしていただきたいです。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　会計年度任用職員の期末手当につきましては、任期が相当長期にわたる者に対し適切に支給する必要がありまして、具体的な支給方法につきましては、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定める必要があると存じております。

　さらに、財政上の制約のみを理由として会計年度任用職員に対する期末手当の支給について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないため、適切な措置を講ずるよう助言をしてきたところでございます。

　委員御指摘のとおり、今年度行った調査では、期末手当を支給しない、あるいは年間支給月数が理由なく常勤職員と異なり制度の趣旨に沿わない運用をしている可能性がある団体がいまだ一定数存在していることが確認できたところでございます。この結果を受けまして、改めて、会計年度任用職員の期末手当につきまして、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえ適切に対応するよう、本年一月二十日付けの通知で助言したところでございます。

　総務省としては、今後も、実態を丁寧に把握しつつ、ヒアリングの機会等も活用して、会計年度任用職員制度の適正な運用が図られるよう取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　期末手当の不支給及び給料、報酬抑制は法の改正の趣旨に沿わないと総務省は指摘をしています。財政上も極めて不適切、問題であると考えています。このような状況は早急に一掃しなければならない、これはもう言うまでもありません。

　なお、当該の地方自治体に職員団体が存在しているかどうかというのは分からないですけど、財政とか人事当局はもとより、職員団体として常勤職員全体がこの不適切な状況を自覚するというのも私は大事だと考えています。一刻も早く全体でこの適切な期末手当の支給となるようにするためにも、改めて総務省の格段の努力を求めたいです。

　で、その令和三年度調査の二十団体というのは、前回の調査の支給しない団体と同じ団体なのかどうかというのを教えてください。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　令和二年度の調査におきましては、各団体におけるいわゆる代表的な職を、一職種を対象として調査を行ったところでございまして、期末手当の未支給団体は九団体でございました。令和三年度の調査では、十五の部門、職種に拡大して調査を行ったところでございまして、二十団体において支給しない部門、職種があると回答されたところでございます。

　昨年度の調査で未支給の団体のうち二団体は今年度調査においても未支給となっておりますが、残りの七団体は今年度は支給をするということになっております。

　なお、新たに把握された十八団体につきましては、いわゆる代表的な職以外で未支給の部門、職種があるものでございます。

**○岸まきこ**　去年とはちょっと調査方法が違うので若干数字が違うというところも理解をしますが、これ重ねて言いますが、これもう本当にこの問題、待ったなしの喫緊の課題として、全てのこの会計年度任用職員への適正な期末手当の支給が図られるように強く求めるところです。

　会計年度任用職員への勤勉、次、期末じゃなくて勤勉手当の方です。

　勤勉手当の導入については、昨年のこの六月三日の総務委員会においても、公務員部長からは、各団体における期末手当の定着状況を見て、国の期間業務職員への勤勉手当支給に係る各省庁の具体的な運用状況を注視し、検討すべき課題と受け止めていると答弁をいただいたところです。このことからいえば、ごくごく限られた一部の自治体で期末手当が適切に支給されていないことをもってこれ定着していないということにはならないと思います。

　一方で、既に国家公務員においては常勤との権衡が具体的に実践されています。つまり、昨年の七月の人事院の非常勤給与決定指針の改定によって、二〇二二年度予算に国の期間業務職員等の勤勉手当支給に関する予算額が全ての府省において確保されていると承知しています。

　そこで、このことを踏まえると、改めて、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするための法律措置を強く求めますが、公務員部長の見解を明らかにしていただけますか。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　会計年度任用職員につきましては、平成二十八年度から研究会を開催して検討に着手し、地方公共団体の御意見も丁寧に伺いながら制度設計を進め、令和二年度に導入したものでございます。

　その際、期末手当は任期が相当長期にわたる者について支給することとし、勤勉手当につきましては、平成二十九年五月の法改正当時におきましては国家公務員の期間業務職員などへの支給実績が広がっていなかったことから、国家公務員との均衡の観点も踏まえ支給しないこととしたところでございます。

　期末手当の支給については、今回の調査で制度の趣旨に沿わない運用がいまだ存在していることから、引き続き取り組んで、必要があると考えております。

　勤勉手当に関しましては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ検討すべき課題と認識をしております。会計年度任用職員制度の創設に当たり、地方公共団体との意見交換等も行った経緯も考慮し、まずは地方公共団体の御意見を改めて伺うこと等に着手してまいります。

**○岸まきこ**　今御答弁いただきましたが、前に進めるために様々なことをやっていっていただきたいということを重ねてお願いします。

　次に、地方公務員の定年延長についてもお伺いします。

　昨年十二月二十日の総務委員会において、この質疑の状況を踏まえて、その後の関係条例の整備を始めとした地方公務員の定年の引上げに関する準備状況等について伺いたいです。

　二月十八日には人事院において国家公務員の定年引上げに関する人事院規則等が制定されたと聞いていますが、十二月二十日の質疑においては、部長からは、「年明け以降、人事院規則等参考とすべき国の関係規定が出そろうことが見込まれますことから、総務省としては、できる限り速やかにこれを踏まえた条例例とこれに伴う運用通知を発出したいと考えております。」と答弁をいただきました。

　一方、地方自治体における検討準備が遅々として進んでいないことについて、総務省の条例例が発出されていないことが一因でもあるというふうにお伺いをしています。答弁のできる限り速やかにということを踏まえると、条例例や運用通知の発出がどのようになっているのか教えてください。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　地方公務員の定年引上げにつきましては、総務省としても、令和五年四月の制度施行に向けまして、昨年十月には条例例の骨子を提供するなど取り組んできたところでございます。

　御指摘の条例例や運用通知につきましては、人事院規則に加え、今後制定される予定の国家公務員に関する政令などの国の関係規定を踏まえる必要があり、可能な限り速やかな発出のため現在準備を進めているところでございます。これから制定される国の規定を確認する必要のある退職手当に係る条例例を除く関係条例例を先行して今週中にも提供するなど、できる限り速やかな対応を工夫してまいります。

**○岸まきこ**　今週中ですね。

　その十二月二十日の公務員部長答弁においては、条例整備時期の予定について、総務省として、再度、現在の検討状況の確認を行っているということでありましたが、この再調査の結果はどのようなものとなっていますか。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　各自治体の条例整備の状況につきましては、本年一月現在の調査では、都道府県や市区町村の約八割で今年の九月議会までに条例整備を行う予定となっております。その一方で、条例整備時期を来年度後半以降又は未定としている自治体も二割程度ありますことから、こうした自治体につきましては今後もフォローアップが必要と考えております。

　総務省といたしましては、全ての自治体において定年引上げが円滑に実施されるよう引き続き取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　この制度が令和五年の四月に間に合うようにということで先ほど公務員部長もおっしゃいましたが、今の調査結果を聞くと、九月までが八割ということは、約二割の地方自治体は十二月議会以降の条例改正等を予定しているということになります。ここに至ってこういう現実を踏まえると、かなり厳しいと言わざるを得ません。遅くともこの定年引上げの施行日までに条例整備を終える必要からすれば、今年の十二月議会が最終の機会として捉えなければなりません。

　その前提で、改めて、大臣、昨年の六月三日の総務委員会の附帯決議でも指摘しているんですが、国として万全かつ厳格な対応を総務省に求めるというふうになっていますが、大臣、この決意をお願いいたします。

○金子恭之　総務大臣　お答え申し上げます。

　定年の引上げを実施するためには、各自治体において適切な時期に関係条例や規則を整備していただくことが不可欠でございます。そのため、総務省としても、各自治体がしっかりと対応できるよう、これまでも自治体向け説明会の開催や質疑応答集の提供など必要な助言や情報提供に努めてきたところでございます。

　しかし、委員御指摘のように、条例整備時期については年度後半以降又は未定との回答が全自治体の二割程度で見られることを受け、総務省として、今後とも引き続き定期的な調査を行うとともに、その結果を踏まえて必要な情報提供や助言を行うことなどにより、令和五年度から全ての自治体において定年引上げが円滑に実施されるよう丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　大臣、本当にこれは時間が迫っているので、是非総務省として後押しをしていただくことをお願い申し上げます。

　次に、地方税について質問したいと思います。

　地方税は自治体にとって自主財源であって、地域の特性に対応するためにもとても大切なものとなっています。最初に伺いたいのは、この自治体独自の地方税、いわゆる法定外税を設定している自治体数というのはどれぐらいあるのか、またどのような名目となっているのか、お伺いします。

○稲岡伸哉　総務省自治税務局長　お答えを申し上げます。

　地方団体が自主性を発揮して行財政運営を行うために、自らの判断と責任において課税自主権を活用し財源確保を図ることが地方分権を進める観点からも重要であると考えております。

　お尋ねの法定外税についてでございますが、現在三十四都道府県、二十市区町村において計六十五件の法定外税が実施され、令和二年度決算額で税収が五百九十七億円となっており、各地方団体が地域の実情に応じて法定外税の活用を進めているものと認識しております。

　具体的には、都道府県においては産業廃棄物税や原子力発電所所在団体における核燃料税の導入が件数、金額共に多いところでございます。また、近年、市町村におきましては宿泊税の導入が増えてきているところでございます。

　総務省といたしましては、今後とも、法定外税の活用に当たって地方団体の相談に応じたり必要な情報を提供するなど支援を行ってまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　この税金を設定、新たに設定して納税をしていただくというのは、ハードルも高いかもしれませんが、地域の特色に応じて税を活用できるということからいえば一つの特色だと考えます。

　先ほど紹介もありました、最近では宿泊税というふうに言っていましたが、観光に力を入れている自治体においては、観光税とか宿泊税という名目を設定して、その財源を基に海外からの観光客、今はちょっとコロナでなかなか難しい状況もありますが、海外からの観光客が安全にその地域で観光を楽しめるように、例えば道路標識を多国化するというか、多言語化するというようなことに使ったりしているというのも伺っています。

　本当にそういうふうにいろんな手法に使えるんじゃないかと思いますし、私、若松委員が昨日質問していましたが、二地域の居住者にもこういった法定外税を活用できる可能性があるのではないかなというふうにも考えています。そういうふうに、こういうふうに自主財源というのも考えていくことも重要なのではないかなと思って質問させていただきました。

　それと、衆議院でも指摘されたものではありますが、公的・公立病院の再編統合への促進策として言えるこの減税策は取るべきではないということは、私からも申し添えたいと思います。

　国はこの間、公的・公立病院を名指しして削減を迫ってきていますが、全国の病院数のうち公立病院というのは一〇％程度です。病床数も一三％程度。しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大してから三年、公立病院が果たしてきた役割が非常に大きいことは言うまでもありません。コロナの患者受入れを積極的に行ってきましたし、特に人工呼吸器等の使用のコロナ入院患者は公立病院が約五六％という実態にあります、受け入れているのが。岸田総理は、二月上旬に、感染拡大を踏まえ全国の公立病院から看護師を派遣するよう要請までしています。

　この改正案には、公立病院の統廃合を促進する不動産取得税の軽減を盛り込んでいますが、これについてはどうにも納得できません。見解を伺います。

○大坪寛子　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　将来の人口構造の変化を見据えまして、地域の医療ニーズに応じた医療体制を確保するために、厚生労働省におきましては、新型コロナ対応を含む地域の実情を十分に踏まえつつも、病床削減や統廃合ありきではなく、地域で不足する医療機能の強化、また医療機関の間の役割分担、連携など、地域で協議をいただくための地域医療構想、こういったものの取組を進めていただいているところでございます。

　先生御指摘の不動産取得税の特例措置、これにつきましても、対象となる認定再編計画、これは必ずしも病床削減や統廃合、こういったものを要件とはしておりませんで、地域医療構想調整会議で協議の結果合意されました認定再編計画に基づき新たに取得した土地や建物、こういったものについて軽減措置を講ずるものでございます。

　国といたしましては、こういった税制の面でも地域の取組を御支援してまいりたいというふうに考えております。

**○岸まきこ**　決して公立とか公的病院をターゲットにしていないというふうな答弁だったとは思いますが、ただ、過去に赤字、不採算地区の公的・公立病院を名指しをしたということもありますし、医療構想といっても、再編統合といっても、決してこの公立病院だけではないかもしれませんが、役割として、結果的に民間の病院と例えば市立病院というのが統合したときに、病床数を減らしたり、若しくはそのまま譲渡をするというときにこの税制促進となったときには、そうなってくると、やっぱり公立・公的病院がなくすということにもつながりかねないものだと私は捉えているんです。だから、こういうことはやるべきではないと感じています。

　本当にこんなことは本来やるべきではありません、この時期に。ということは厳しく伝えておきたいと思います。これは厚労省が答えていますが、実は総務省の税制当局としても、こういったこと、もし現場から上がってきても、ちゃんと止めなきゃいけないと私は考えています。

　次の問題に行きますが、岸田総理の答弁を聞いていますと、トリガー条項凍結解除は今段階では考えていないようにも聞こえてくるんですが、今後の事態によっては変わるかもしれないので確認をしておきたいと存じます。

　トリガー条項凍結解除を実施するときには地方揮発油税や軽油取引税の減税分の財源確保をしていただけますかというところです。これ昨日も質問が出ていたと思うんですが、仮定の話には答えられないという答弁は要らないんですよ。聞きたいのは、総務大臣としてそうなったら全力で地方の財源を確保するんですという答弁をいただきたいということで質問させていただきます。

○金子恭之　総務大臣　今、岸委員からお話がありました。確かに、トリガー条項が発動された場合の地方への影響額についてですが、仮に一年間発動が続いた場合は、地方への影響として、軽油引取税と地方揮発油譲与税を合わせますと年間で五千億円以上の減収が見込められるところでございます。これは非常に地方にとって重要な財源でございますので、しっかりそのことについては我々としても確保していくべく頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

　三月四日に取りまとめられた原油価格高騰に対する緊急対策に基づき原油価格の激変緩和の事業の大幅拡充や業種別対策などを行うこととされておりますので、何度も済みません、申し訳ありませんが、まずはこの緊急対策をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　一定程度ちょっと前向きな答弁もいただけたと思いますので、次の質問に入りたいと思いますが。

　今回の地方税法の改正案には、ふるさと納税で確定申告せずに税額控除を受けられるワンストップ特例制度の申請書について、性的マイノリティーに配慮をして性別記載欄を削除することとしています。性自認と一致しない性別を選択することは性的マイノリティーである人に強い心理的負担を強いていることからいえば、これ、いい取組だと思うんですね。

　このほかの地方税など総務省が管轄する業務について同様な対応を積極的に進めるべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

○原邦彰　総務省大臣官房長　個別のお話について、私の方から先にちょっと補足させていただきます。

　今御指摘ございましたふるさと納税以外にも、総務省ではこれまで性的指向や性自認に配慮し、個別に検討を行っております。

　例えば、住民票記載事項証明書、これは、性同一性障害、性的指向、性自認に関係して、男女の別を記載しない住民票記載事項証明書の交付に係る本人請求が可能であるということを都道府県に通知しております。また、印鑑証明書、これについても、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとすることは可能であるということも都道府県に通知しております。

　以上、総務省では、それぞれの事務事業や内容、特性に応じてしっかりと検討して対応してこれまで来ております。

**○岸まきこ**　是非ほかのところでも広めてくださいという要望をして、私の質問は終わります。